

**株主数に係る東証の「上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄  
への指定替え基準」の猶予期間解除について**

当社株式は、平成 18 年 4 月 1 日から、「上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準」（株主数が東京証券取引所の定める人数に満たない場合）に係る猶予期間入り銘柄となっておりますが、平成 18 年 9 月 30 日（基準日）現在の資料に基づき「株式の分布状況」の審査を受け、東京証券取引所より猶予期間内に、「株主数」が所要数に達したものと認められました。

従いまして、当社株式は上記規定には該当しないこととなり、「上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準」の当該猶予期間入り銘柄を解除になりましたのでお知らせ致します。

以上